町内会等活動支援事業

- 1 本事業の実施主体は市街地町内会連合会であり、町はその事業等に対して支援を行う。
- 2 令和7年度の事業概要は、次のとおり想定している。
- ① 自治振興報償
 - ・町内会や行政区が町からの依頼に基づき、各種推薦や取りまとめ等の自治活動に対する報償
- ② 地域緑化推進事業
 - ・市街地におけるフラワータウン事業に係る経費
- ③ 活性化事業

令和6年度に実施した座談会や町内会活性化セミナーから様々な意見が出されたことを踏まえ、市街地町内会連合会と協議をした結果、 テーマごとの課題解決に向けた取組を進めることで、多くの町民が町内会に関わり参加する地域づくりを推進する。

A) 子ども会育成

連合会と町が地域子ども会育成連絡協議会と協働により、5ブロック毎の子どもが楽しめる行事を開催することで異世代交流を通して 町内会活動や子ども会への理解を深める。

B) デジタル化

LINE 活用を希望する町内会での活用方法を町内の中高生が指導し、効率化と負担軽減を図るとともに、異世代交流を図る。

C) 小規模町内会の継続・規模適正化の議論

小規模町内会の困り感の聞き取りを行うことで今後の対策を検討する。

D)加入促進

庁舎内を活用した転入者への案内や加入促進月間を設定した臨戸活動、各種イベントでの案内・勧誘活動の実施、道連合会研修に参加し、 加入促進に向けた取組の手法を学ぶ。

D) 高齢者支援

独居高齢者のモデル町内会で外出機会の確保、安否確認などを目的に月1回タクシーを利用した買い物支援(商工会連携)の実施や町内

の福祉有償運送団体との協議の場を設ける。

E) 担い手事業(町内会主催)

座談会や活性化セミナーを継続的に実施することで、若い世代が参加できる具体的な取組の模索や町内会間の横の連携強化、情報交換の活発化を図る。また、先進地視察研修や町内会祭りの開催をすることで、町内会活動を担う人材の育成を図っていく。

F)公共サービスパートナー

アンケート及び相談のある町内会との協議を行い、連合会の方針を基に、担当課との協議を行う。

業務詳細		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	子ども会育成		● 子ども会	 *行事				→ ※今年	度中から	5芽子連	と打ち	合わせ	
2	デジタル化		東	●●	● ● ※6年	● 度決定予	定						
3	小規模町内会の継続・ 規模適正化	● 一対象町内会	::栄町、本町、	中央町、曙、	泉町東、西工	町、東町、花園	──▶]東、花園中央		連合会協	義			
4	加入促進	庁舎案内	à	みなくる	華音	盆踊り			戸案内 内会が実施			•	
5	高齢者支援	商工会打ち	タ 合わせ	● - クシー支援実	施	弥生北	,町確定	※6年	度中に	決定予	定		
6	担い手事業(町内会主催)		座談会		-		町内会祭		活性化セミ	ナー	視察研修		
7	公共サービスパートナー	町内	会協議					担当課協議	i				